

お試し住宅の申込みについて

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため赤字部分が追加となりました。

(1) 入居要件

1. 県外から本市へ移住をお考えの成人の方で、移住前に短期間（1か月以上1年以内）の移住体験を希望する方。
2. 移住の理由が転勤、結婚（どちらかが既本市在住）又は進学以外の方。
3. 諸税等を滞納していない方。（Uターンの方、または以前鶴岡市に居住していた方）
4. 暴力団構成員（申込者だけでなく、同居者含む）でない方。
5. 緊急事態宣言が発出されていない地域、または解除された地域にお住まいであること。
6. 使用者全員の使用開始日前2週間以内のPCR検査、抗原定量検査等により陰性が確認できること。
7. 使用開始日前2週間の健康観察の記録、行動履歴等のチェックリストの作成。
8. 使用開始後2週間の健康観察、使用中の「新しい生活様式」の実践。

(2) 申込みから入居までの流れ

1. 電話・メールにて、空き状況の確認、使用開始予定日、使用期間をお知らせください。その際（メールの場合は後日）に要件を確認させていただきます。（満室によりお断りする場合があります）
（窓口：企画部地域振興課）
2. 使用開始日14日前から健康観察の記録、チェックリストを鶴岡市ホームページよりダウンロードし作成してください。
3. 利用者全員について、使用開始日の14日以内で、開始日7日前頃までには検査結果が受け取れるように検査を受検してください。
※検査結果受取りまでに要する日数については各検査機関に確認願います。
4. 使用開始日5日前までに届くように申請書を郵送してください。（窓口：企画部地域振興課）
5. 審査、入居の可否の連絡を連絡します。（4日前頃）（以下窓口：建設部建築課）
6. 入居日から使用できるよう電気、水道、ガスの使用開始の手続きをしてください。
7. 来県前日にチェックリスト、健康観察状況を電話にて聞取りします。
8. 入居の立会い・鍵をお渡しし、チェックリスト・健康観察状況を提出していただきます。
9. 家賃、敷金（家賃の1ヶ月相当分）の納入 ※入居立会い時に納付書をお渡しします。
10. 管理人さんへ入居の挨拶（共益費、駐車場、共同生活のルールの確認）

(3) 申請時提出資料

1. 使用許可申請書
2. 入居に関する説明書
3. 住民票等、山形県外に居住地があることを証明する書類（入居者全員分）
4. 本人確認資料（免許証や健康保険証、パスポート等の写し）
5. 市税に対する納税調査承諾書 ※以前鶴岡市に居住していた方対象
6. 新型コロナウイルス感染症の陰性が分かる書類

(4) 申込の注意事項

1. 入居立会い時に、写しを提出いただいた本人確認資料の原本を提示頂きます。
2. 連帯保証人は必要ありませんが、緊急連絡先を申請時に記載頂きます。
3. 入居時に、家賃の1ヶ月相当分を敷金として納入していただきます。（退居時返金します）
4. 団地内では犬、猫、鳩等の動物類の飼育はできません。
5. 申込内容に不正があった時は入居を取り消します。

(5) 電気・ガス・水道の手続きについて

| | 会社名 | 連絡先 | 備考 |
|----|----------|-------------------|----------------------|
| 電気 | 東北電力株 | 0120-175-266 | 入・転居日が決まり次第連絡 |
| ガス | 鶴岡ガス株 | 0120-25-0012 | 入・転居日の4日前まで連絡※開始時立会有 |
| 水道 | 鶴岡市上下水道部 | 0235-23-7609・7610 | 入・転居日の3日前まで連絡 |

※詳細は上記連絡先へ問い合わせ願います。

(6) 退去の流れ

1. 実費負担による修繕箇所の立会確認（退去 10 日前頃）
※通常の使用によらない過失・故意による破損が確認された場合は、入居者負担により退去までに修繕していただきます。
2. 管理人さんへ退去の挨拶（共益費の清算）
3. 清掃および荷物の搬出
4. 各種手続き（電気・ガス・水道）※退去日に合わせ適宜手続き願います。
5. 立会いによる退去の確認、退去届の提出、鍵の返却

※都合により、入居期間満了日以前に退去する場合は、退去予定日 2 週間前を目途に連絡をいただくようお願いいたします。